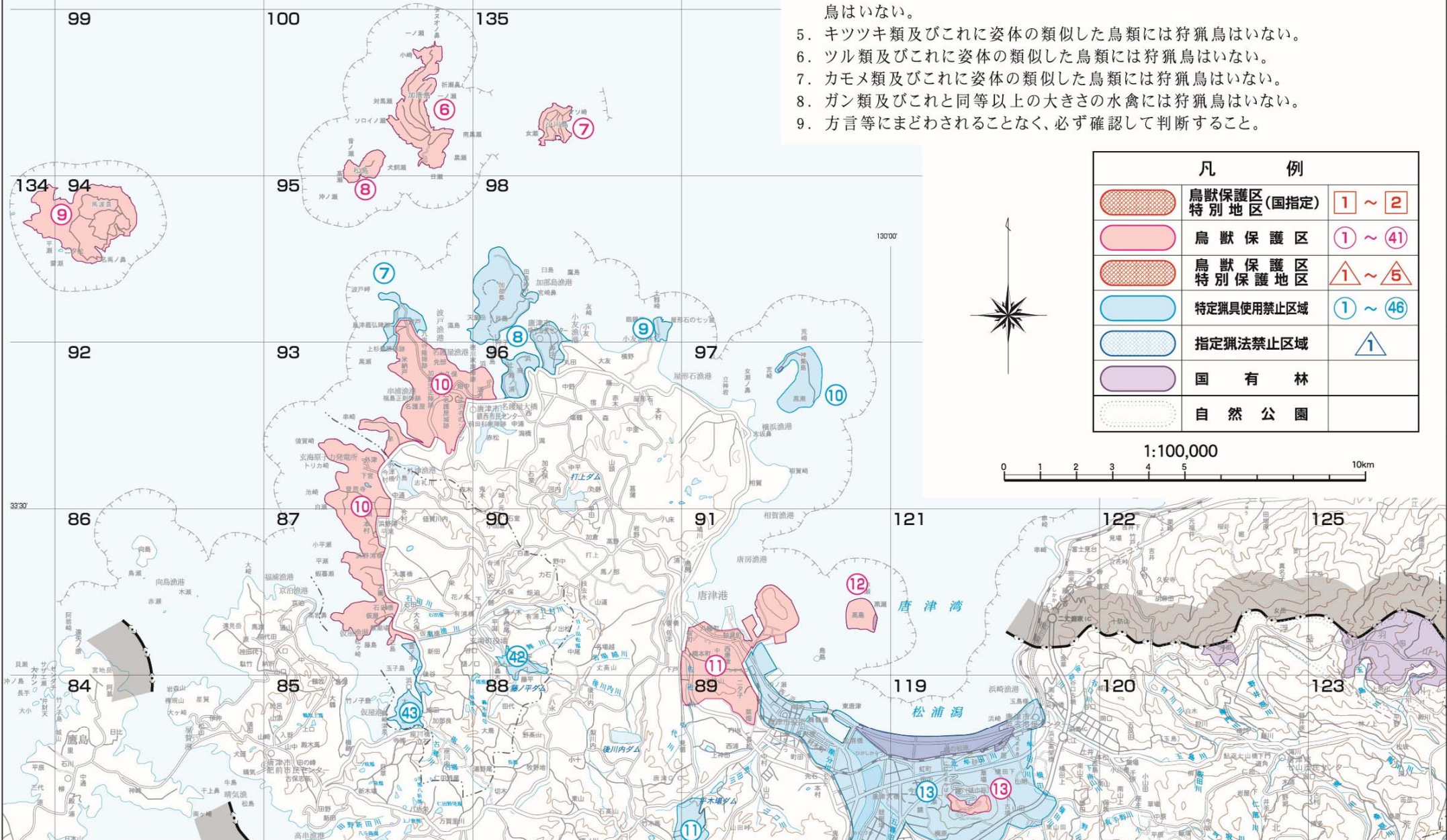


狩猟の一般的注意事項

1. 判断に自信のない鳥獣はとらないこと。
2. 白色の鳥には狩猟鳥はいない。
3. 小鳥類では、スズメとニュウナイスズメ以外に狩猟鳥はいない。
4. ワシ・タカ類、フクロウ・ミミズク類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はいない。
5. キツツキ類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はいない。
6. ツル類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はいない。
7. カモメ類及びこれに姿体の類似した鳥類には狩猟鳥はいない。
8. ガン類及びこれと同等以上の大きさの水禽には狩猟鳥はいない。
9. 方言等にまどわされることなく、必ず確認して判断すること。



凡 例		
	鳥獣保護区 特別地区(国指定)	① ~ ②
	鳥 獣 保 護 区	① ~ ④①
	鳥 獣 保 護 区 特別保護地区	①△ ~ ⑤△
	特定猟具使用禁止区域	① ~ ④⑥
	指定猟法禁止区域	①△
	国 有 林	
	自 然 公 園	

